

会長	局長	係長	課員	課員

令和2年度 〔天城町農業委員会〕 9月定例総会議事録

署名委員 富山 良一

署名委員 小林 耕作

天城町農業委員会 9月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2年 9月 15日 (火) 13時00分

2 場 所 天城町役場 庁議室

3 出席委員 18名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬瀆	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬瀆	
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞岡 孝治	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 16番奥 好生

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹係長	貞岡 学

6 参加者 2名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	事務局	高野 秀作	2	農政課	吉岡 一郎

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第17号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第18号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第19号 天城農業振興地域整備計画の変更許可申請について
- ・議案第20号 現況証明願いについて
- ・議案第21号 非農地証明願いについて

(3) 報告事項等

- ・農地法第4条に係る完了届について

開会 13時00分

議長
(仲会長)

本日の定例総会に、奥委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は18人です。

過半数以上なので、本定例総会は成立いたしました。

これから令和2年9月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、富山委員と小林委員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。

次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号83番から102番までの朗読および説明を求めます。

事務局
(貞岡主幹)

(事務局の朗読および説明。)

議長

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号83番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員。

麓委員

申請番号83に関して報告します。

譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。

8月5日に現地調査を行い、譲受人が経営するお店の隣です野菜などを植え付け店にて販売するとの事で何ら問題ありません皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号83番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号83番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長 次に、申請番号84番について、担当委員の調査報告を求めます。田原委員をお願いします。

田原委員 申請番号84に関して説明します。
譲渡人と譲受人の縁故関係はあります。
譲渡人が88歳で高齢な為耕作出来なくなり3年の賃借です。
畑総地区内で何ら問題ありません
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号84番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号84番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号85番について、担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員。

勝尾委員 申請番号85について報告します。
譲渡人と譲受人は兄弟になります。
譲渡人は、農業をしたこともなく現在荒れた農地となっており譲受人が開拓し耕作するとの事で場所は浅間墓地の奥です。何ら問題ありません
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号85番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号85番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。議長職を中島会長代理と交代します。
(議長交代)

議長
(中島会長代理)
仲委員 それでは、申請番号86番について、担当委員の調査報告を求めます。仲委員、お願いします。

申請番号86に関して報告します。
譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。
場所は、コーラル石産に向かう途中になり譲受人がバレイショ植え付ける予定で1年の賃借です。何ら問題ありません
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長
(中島会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

代理)

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号86番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号86番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。議長職を交代します。
(議長交代)

議長
(仲会長)

次に、申請番号87番について、担当委員の調査報告を求めます。
富山委員。

富山委員

申請番号87番に関して説明します。
譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。
8月17日に現地調査を行い、西郷公園入口の川沿いでバレイショの植え付け予定です。何ら問題ありません
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号87番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号87番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長

次に、申請番号88番について、担当委員の調査報告を求めます。
中島委員。

中島委員

申請番号88に関して説明します。
譲渡人と譲受人は親子です。場所は、徳田百貨店から海側へ抜ける道の奥にあり以前から譲受人が耕作しており何ら問題ありません
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号88番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号88番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号89番について、担当委員の調査報告を求めます。
貞山委員。

貞山委員

申請番号89に関する説明します。
譲渡人と譲受人は親子です。8月25日に現地調査を行いサトウキビが

植え付けられており、場所は旧セリ市場のT路地を下った所で何ら問題ありません

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号89番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号89番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号90番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員。

小林委員

申請番号90に関して報告します。

譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。

8月26日に現地調査を行い、場所は岡前小学校から松原工業へ向かう途中の左側にある倉庫の下の農地です。何ら問題ありません

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号90番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号90番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号91番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員お願いします。

小林委員

申請番号91に関して説明します。

譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。

場所は、春一番から三京に向かって右側にお茶畑があります。

何ら問題ありません

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号91番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号91番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

申請番号 92, 93, 94, 95 番の審議前に、政委員の退出を求めます。
(政委員退出)

それでは、申請番号 92, 93, 94, 95 番の 4 件を一括審議とします。担当委員の調査報告を求めます。
中島委員。

中島委員

申請番号 92, 93, 94, 95 に関して説明します。
92 番 譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。
場所は、松原の天城岳入口を 150m 上がり昨年から譲受人がバレイシヨを植え付け何ら問題ありません。
93 番 譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。
場所は、松原袋の水汲み場から農道へ入り東側へ行くと左側です。ここも昨年から譲受人がバレイシヨを植え付け何ら問題ありません。
94 番 譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。
場所は、松原の旧政モータース整備工場から 100m 過ぎた左側です。ここも昨年から譲受人がバレイシヨを植え付け何ら問題ありません。
95 番 譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。
場所は、松原の旧政モータース整備工場の手前を左側へ行き K 宅の北側で、ここも昨年から譲受人がバレイシヨを植え付け何ら問題ありません。
皆様方の審議の程、よろしくお願ひします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号 92 番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号 92 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号 93 番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号 93 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号 94 番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号 94 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号 95 番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号 95 番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。政委員の入場を認めます。
(政委員入場)

議 長

次に、申請番号96, 97番の2件を一括審議とします。担当委員の調査報告を求めます。
中磯委員。

中磯委員

テープ
申請番号96, 97番に関して説明します。
96番 譲渡人と譲受人は兄弟です。場所は、南部保育所から南へ100mの所で、譲渡人が帰島の予定が無く島内にいる弟が耕作するとの申請です。
97番 場所は、南部保育所から当部方向へ2, 5キロほど山手にある町の研修ハウスの北側で、調査日は8月30日で何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号96番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号96番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号97番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号97番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号98番について、担当委員の調査報告を求めます。
榮委員。

榮委員

申請番号98番に関して説明します。
譲受人が県の防風林を払い下げたく県の了承が下り、申請となりました。場所は、南西糖業から高釣へ行く所で調査日は8月21日で何ら問題は
ありません。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号98番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号98番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号99番について、担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員。

勝尾委員 申請番号99番に関して説明します。
譲渡人と譲受人は親子です。3年前から譲渡人が耕作出来なくなり譲受人の息子がしております。何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号99番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号99番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号100番について、担当委員の調査報告を求めます。
貞岡委員。

貞岡委員 申請番号100番に関して説明します。
譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。9月3日に現地確認を行い譲渡人が90歳の高齢で息子のいる都会へ引き上げる為、何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号100番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号100番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号101番について、担当委員の調査報告を求めます。
榮委員。

榮委員 申請番号101番に関して説明します。
譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。場所は、北中学校の南側で9月3日に現地調査を行い、何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号101番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号101番は、審議の結果、これを認めることに決定し

ました。

次に、申請番号102番について、担当委員の調査報告を求めます。中島委員お願いします。

中島委員

申請番号102番に関して説明します。
譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。場所は、クロスカンツリーの管理棟の真下と宝土へ下りる左手です。譲渡人が亀津に住んでおりなかなか畑へ行けなく、以前から譲受人がこうさくしておりました。何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、申請番号102番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号102番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。
ここで、しばらく休憩します。

議長

休憩前に、引き続き会議を再開します。
日程第4、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号103から105番の3件について朗読及び説明を求めます。

事務局
(貞岡主幹)
議長

(事務局の朗読および説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。申請番号103番について、前田委員、麓委員、お願いします。

前田委員

申請番号103番に関して説明します。
譲渡人と譲受人は親子です。場所は、与名間集落の中心部で近隣も住宅が建ち、何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号103番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号103番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号104番について、担当委員の調査報告を求めます。前田委員、中島委員お願いします。

前田委員

申請番号104番に関して説明します。
譲渡人と譲受人は親子です。場所は、与名間集落内で周りには牛舎が建っており、去年農協の簡易事業で書類不備の状態に牛舎を建てて事前着工

の状態です。顛末書も提出しており何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号104番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号104番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問いたします。

申請番号105番の審議前に、貞岡委員の退出を求めます。
（貞岡委員退出）

次に、申請番号105番について、担当委員の調査報告を求めます。貞山委員、里村委員をお願いします。

貞山委員

申請番号105番に関して説明します。
譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。お互い同級生で、場所はほんともっとの裏手で何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号105番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号105番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。貞岡委員の入場を認めます。
（貞岡委員入場）

議 長

日程第5、議案第19号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号106から108番の3件について朗読及び説明を求めます。

事務局
（貞岡主幹）
議 長

（事務局の朗読および説明）

申請番号106番と107番の2件を一括審議とします。それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。里村委員、貞山委員、お願いします。

里村委員

申請番号106、107番に関して説明します。
8月4日に現地調査を行い、場所は南西糖業から瀬滝方面へ向かった所
にあり、すでに牛舎が建っております。無断転用で顛末書も提出され何ら
問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしく願います。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号106番と107番を一括採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号106番と107番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。
この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号108番について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員、榮委員をお願いします。

勝尾委員 申請番号108番に関して説明します。
申請人は実家の横で牛舎と農業機械の倉庫を建築したいとの事で場所は湾屋公園の北側で何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号108番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号108番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。
この案件は、許可意見として町に答申します。

議長 日程第6、議案第20号現況証明願い申請についてを議題とします。事務局に申請番号109番の朗読および説明を求めます。

事務局
(貞岡主幹)
議長 (事務局の朗読及び説明。)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
若山委員をお願いします。

若山委員 申請番号109番について説明します。
9月7日に事務局と会長と現地調査を行い、場所は徳之島採石場の中にあり現在農地としては使用出来きません。何ら問題はありません。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから、申請番号109番について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって、申請番号109番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第7、議案第21号非農地証明願い申請についてを議題とします。

<p>事務局 (貞岡主幹) 議長</p>	<p>事務局に申請番号110番の朗読および説明を求めます。 (事務局の朗読及び説明。) それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。 若山委員。</p>
<p>若山委員</p>	<p>申請番号110番について説明します。 9月7日に事務局と会長と現地調査を行い、場所は徳之島コーラルの中にあり現在農地としては使用出来きません。何ら問題はありません。 皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、本案に対する質疑に入ります。 〔「質疑なし」と呼ぶ者あり。〕 質疑なしと認めます。 これから、申請番号110番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数。 よって、申請番号110番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。 日程第8, 諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。 報告1、農地法第4条に係る工事完了届について(1件) 次に、8月定例総会で許可意見として、県常設審議委員会へ諮問してありました4条1件、5条2件は許可されました。担当委員は、最終確認と完了届提出までご指導願います。以上で諸報告を終わります。</p>
<p>事務局 (貞岡主幹)</p>	<p>議事日程を終了し、協議会に入ります。 協議事項 ・農地中間管理事業について 連絡事項 ・地域別農業委員会推進会議について ・次回定例総会について 他に、質疑、意見等ありませんか。 〔「特になし」の声あり〕 以上で本日の日程は全部終了しました。 本定例総会に付された案件は全て終了しました。 これで、本日の会議を閉じます。 令和2年9月天城町農業委員会定例総会を閉会します。 閉会 15時45分</p>

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 富山 良一 印

署名委員 小林 耕作 印